

第22期第20回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月7日（月）14：00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所会議室
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄
若山 唯敏、山下 勉、佐々木治一、瀧川 久市
柴田 一、森 祐、三上 浩、坂田 憲治、吉田 直樹
山縣 光徳、高津 哲也
- 4 臨席者 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所八雲さけます事業所 所長 坂上 哲也
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場 さけます資源部長 藤原 真
渡島管内さけ・ます増殖事業協会 専務理事 柳元 孝二
渡島総合振興局 産業振興部長 本阿彌 俊治
水産課長 有馬 一幸
漁業管理係長 高尾 力
主事 藤本 真凜
技師 吉田 知樹
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議題
議題第1号：海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について（答申）
議題第2号：「渡島海区における定置漁業権保護区域の設定」に係る員会指示の発動について
議案第3号：「津軽海峡海域におけるさけ船釣り禁止区域の設定」に係る委員会指示の発動について
議案第4号：令和5年度秋さけ資源の適正利用を図るための実施方針に基づく対応について
議案第5号：知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）
議案第6号：渡島海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程の制定について
議案第7号：北海道情報公開条例の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程の一部改正について
- 7 その他

議 事

- 北 局 長 ただいまから第22期第20回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。
- 阿部会長 開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様には大変お忙しい中、また、研究機関からは、八雲事業所の坂上所長、内水面水産試験場からは、藤原部長、渡島管内さけます増協からは柳元専務、そして、渡島総合振興局からは、本阿彌部長さんを始め、関係各位の皆様にご出席頂きましたこと、感謝を申し上げるところでございます。
さて、いよいよ9月から、秋さけ漁が始まるわけですが、後ほど研究機関の方から、詳しい話がでると思えますけれども、来遊状況としましては、全道対比で104%の約3400万尾の予測となっております。
全道で見ますと、昨年は、オホーツクや日本海側で予測を大きく上回り、7年ぶりに来遊数が3000万尾を超える状況となりましたが、渡島管内においては、依然厳しい状況が続いているところでございます。
このような状況の中、当管内の来遊予測については、胆振も含めた、えりも以西噴火湾地区では、前年比、110%の24万尾、道南地区では、前年比100%の34万尾となっており、大変厳しい見通しが示されております。
今年は、当管内においても、予測を大きく上回る来遊を期待するところであります。
さて、本日、ご審議をいただく議案は、「共同漁業権と区画漁業権の免許申請に係る答申について」、「秋さけに係る委員会指示の発動について」が2件、「令和5年度の秋さけ資源の適正利用を図るための実施方針に基づく対応について」、「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、「当海区が保有する各種規程の改正等について」と、大変多くなってございますが、委員の皆様のご理解をいただきまして、スムーズに進むようご協力のほどお願い申し上げます、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしく申し上げます。
- 北 局 長 本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介させていただきます。
国立開発研究法人水産研究教育機構水産資源研究所八雲さけます事業所、坂上所長さま。
- 坂上所長 坂上です、よろしく申し上げます。
- 北 局 長 地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます内水面水産試験場、藤原部長さま。
- 藤原部長 藤原です、よろしくお願いいたします。
- 北 局 長 渡島管内さけ・ます増殖事業協会、柳元専務さま。
- 柳元専務 柳元です、よろしくお願いいたします。

北 局 長 渡島総合振興局、本阿彌産業振興部長さま。

本阿彌部長 本阿彌でございます、よろしくお願いいたします。

北 局 長 渡島総合振興局産業振興部水産課、有馬課長さま。

有馬課長 有馬です、どうぞよろしくお願いいたします。

北 局 長 同じく、漁業管理係、高尾係長さま。

高尾係長 高尾です、よろしくお願いいたします。

北 局 長 同じく、吉田技師さま。

吉田技師 吉田です、よろしくお願いいたします。

北 局 長 同じく、藤本主事さま。

藤本主事 藤本です、よろしくお願いいたします。

北 局 長 以上でございます。

阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。

北 局 長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。
総委員15名中、15名の出席となっております。

阿部会長 総委員数15中、15名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

阿部会長 次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。
瀧川委員さんと柴田委員さんをお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

(議案第1号)

阿部会長 それでは、さっそく議案第1号の「海面における共同漁業権及び区画漁業権の免許申請について」を事務局より説明いたします。

北 局 長 失礼ですが、座って説明させていただきます。
資料1-1をご覧ください。
令和5年8月2日付けで、北海道知事より渡島海区漁場計画第8次共同漁業権、第15次区画漁業権の免許申請について、諮問がありました。
内容は、漁業法第69条第1項の規定により海面共同、区画漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くもの

でございます。

諮問文の別添として、2ページ目から、免許申請一覧表が添付されております。

今回ご審議いただくのは、令和5年5月31日付け北海道告示第10854号で告示された、渡島海区漁場計画に係る海面共同、区画漁業の免許申請についてでございます。

告示された137件の漁場に対し、共同漁業権、区画漁業権の団体漁業権、区画漁業権の個別漁業に各1件、計137件の免許申請がございました。

道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されているとのことでございます。

なお、申請書類等から、いずれの申請も漁業法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しないと考えられております。

次に、諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令をご説明いたします。資料1-2をご覧ください。

一つ目の丸として、免許申請があった場合は、知事は、適格性を有しない者及び免許をしない場合に該当するか否かを海区漁業調整委員会に意見を聴くこととされており、二つ目の丸として、海区委員会では、申請者が漁業法第72条第1項の適格性を有しない者及び同法71条第1項の免許をしない場合に該当するか否かに関して、申請のあった漁場番号毎に審議することとなります。

なお、これに該当する旨を知事に対し意見を述べようとするときは、当該申請者から公開による意見聴取をした上で、意見を述べることとなります。

次に審査する内容ですが、

一、免許をしない場合に該当するのは、第1号から4号まででございます。

第1号、申請者が第72条に規程する適格性を有するものでない場合。

第2号、公示した海区漁場計画と異なる申請の場合。

第3号、その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

第4号、免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない場合となっております。

二の適格性を有しない者については、第1項と第2項があり、第1項は、個別漁業権の場合で、今回は、区画漁業権で2件該当しております。

適格性を有しない内容といたしましては、第1号、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

第2号、暴力団員であること。

第3号、法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに、第1号と第2号のいずれかに該当する者があるものであること。

第4号、暴力団員等が、その事業活動を支配する者であること。

とされております。

次に第2項ですが、団体漁業権の適格性を有する漁業協同組合が規程されております。

「関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であって、団体漁業権の種類に応じ、各号に定めるとされており、第1号は、継続に係る区画漁業権の適格性で、当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住

所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上である場合とされております。

第2号は、共同漁業権及び区画漁業権の新規の場合で、組合員のうち、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上である場合となっております。

これらのことから、海区委員会では、申請者が漁業法第71条第1項の免許をしない場合に該当するか否か、また、漁業法第72条の適格性を有しない者に該当するか否か、漁場番号毎にご審議いただくこととなります。

なお、審議にあたりましては、第71条1項の免許しない場合及び第72条の免許の適格性を有しない者について、申請者が「該当する」又は「該当しない」とハッキリ発言願いますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」

阿部会長

それでは、今回申請のありました共同漁業権及び区画漁業権の適格性について、審議いたしますが、共同漁業権については、管内14漁協から70件、区画漁業権については、同じく管内14漁協から67件の申請があり、同じ組合が複数の漁場について申請しております。

これらにつきまして、連続して審議して参りますのでご了承願います。

審議にあたり第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。

阿部会長

それでは、渡海共第1号、長万部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各委員

「該当しない」

阿部会長

次に、渡海共第2号、長万部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各委員

「該当しない」

阿部会長

次に、渡海共第3号、八雲町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各委員

「該当しない」

阿部会長

次に、渡海共第4号、八雲町漁業協同組合からの申請については、該当しま

すか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第5号、落部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第6号、落部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第7号、森漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第8号、森漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第9号、砂原漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第10号、砂原漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第11号、鹿部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第12号、鹿部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、渡海共第13号、南かやべ漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第14号、南かやべ漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第15号、南かやべ漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第16号、南かやべ漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第17号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第18号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第19号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第20号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第21号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第22号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第23号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第24号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第25号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第26号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第27号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第28号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第29号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第30号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第31号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第32号、函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第33号、函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第34号、銭亀沢漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第35号、銭亀沢漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第36号、函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第37号、函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第38号、函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第39号、函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各 委 員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第40号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第41号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第42号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第43号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第44号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第45号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第46号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第47号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第48号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第49号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第50号、福島吉岡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第51号、福島吉岡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第52号、福島吉岡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第53号、福島吉岡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第54号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第55号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第56号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第57号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第58号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第59号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第60号、落部漁業協同組合、砂原漁業協同組合、森漁業協同組合、八雲町漁業協同組合及び長万部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第61号、落部漁業協同組合、砂原漁業協同組合、森漁業協同組合、八雲町漁業協同組合及び長万部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第62号、南かやべ漁業協同組合及び鹿部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第63号、南かやべ漁業協同組合及び鹿部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第64号、戸井漁業協同組合、えさん漁業協同組合、銭亀沢漁業協同組合及び函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第65号、戸井漁業協同組合、えさん漁業協同組合、銭亀沢漁業協同組合及び函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第66号、上磯郡漁業協同組合、函館市漁業協同組合、福島吉岡漁業協同組合及び松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」

阿部会長	次に、渡海共第67号、上磯郡漁業協同組合、函館市漁業協同組合、福島吉岡漁業協同組合及び松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡海共第68号、上磯郡漁業協同組合、函館市漁業協同組合、福島吉岡漁業協同組合及び松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡胆海共第1号、落部漁業協同組合、砂原漁業協同組合、森漁業協同組合、八雲町漁業協同組合、長万部漁業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合及び室蘭漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、渡胆海共第2号、落部漁業協同組合、砂原漁業協同組合、森漁業協同組合、八雲町漁業協同組合、長万部漁業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合及び室蘭漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	続きまして、区画漁業権の審議に入ります。
阿部会長	長海区第1号、長万部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、八海区第1号、八雲町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、八海区第2号、落部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、森海区第1号、森漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
各委員	「該当しない」
阿部会長	次に、森海区第2号、砂原漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

か。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、森海区第3号、砂原漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、鹿海区第1号、鹿部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、鹿海区第2号、鹿部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、鹿海区第3号、鹿部漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第1号、南かやべ漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第2号、南かやべ漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第3号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第4号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第5号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しま

すか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第6号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第7号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第8号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第9号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第10号、えさん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第11号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第12号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第13号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、函海区第14号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しま

すか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、函海区第15号、戸井漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、函海区第16号、函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、函海区第17号、銭亀沢漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、函海区第18号、銭亀沢漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、函海区第19号、函館市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、北斗海区第1号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、北斗海区第2号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、北斗海区第3号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員

「該当しない」

阿部会長

次に、木海区第1号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しま

すか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、木海区第2号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、木海区第3号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、木海区第4号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、木海区第5号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、知海区第1号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、知海区第2号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、知海区第3号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、知海区第4号、上磯郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、福海区第1号、福島吉岡漁業協同組合からの申請については、該当し

ますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、福海区第2号、福島吉岡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、福海区第3号、福島吉岡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、福海区第4号、福島吉岡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第1号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第2号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第3号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第4号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第5号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第6号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当

しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第7号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第8号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第9号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第10号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第11号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第12号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第13号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第14号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第15号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該

当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第16号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第17号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第18号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第19号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第20号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第21号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第22号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 次に、松海区第23号、松前さくら漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

各 委 員 「該当しない」

阿部会長 以上で、第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権免許申請者の適格性につい

ての審議を終えましたが、議案第1号について、いずれも適格性ありと決定してよろしいですか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2.3号)

阿部会長 次の議題ですが、議案第2号と議案第3号は、漁業法第120条第1項に基づく委員会指示の発動に係る議案であり、関連がございますので、一括して上程したいと思いますが、ご意義ありませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 それでは、事務局より説明いたします。

北局長 まず議案第2号の渡島海区における定置漁業権保護区域の設定に係る委員会指示の発動について説明いたします。

それでは、資料2をご覧ください。

こちらは渡島定置漁業協会からの委員会指示発動に関する要請書でございます。

要請内容は、定置漁業者が漁具被害や操業のトラブルを未然に防止し、安心して操業に専念できるよう、昨年同様に、定置漁具から、300メートル以内の区域を保護区域とするものでございます。

2ページをご覧ください。

今回の委員会指示発動に関する評価調書になります。

評価調書は、事業評価制度に基づく評価であり、発動要請を受け、委員会指示に関する評価調書を作成し、渡島総合振興局水産課に指示の内容が妥当であるか、法令に違反、抵触しないかなどの内容の検討を依頼しております。

当委員会の点検の結果及び知事部局での検討の結果、委員会指示の発動は妥当であり、見直しの必要なしとされました。

なお、検討結果の詳細については、3ページから4ページに記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

それでは、5ページをご覧ください。

こちらは、委員会指示の新旧対照表となっております。

左側が、令和5年度、右側が令和4年度となっており、変更箇所アンダーラインを入れております。

備考欄にその変更内容が書かれており、昨年度からの変更箇所は、年次の変更のみで、それ以外は前年同様となっております。

6ページに、委員会指示全文を添付してございますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、議案第3号の「津軽海峡海域におけるさけ船釣り禁止区域の設定に係る委員会指示の発動について」説明いたします。

それでは、資料3をご覧ください。

1ページから5ページまでは、渡島管内さけ・ます増協、福島吉岡漁協、上磯郡漁協、函館市漁協、えさん漁協からの「さけの船釣り禁止区域設定に係る委員会指示発動の要請書」でございます。

要請内容は、再生産用親魚を安定的に確保し、秋さけの増殖事業を円滑に推進するため、船舶を使用して行う釣漁法によるサケの採捕を禁止するものでございます。

6ページをご覧ください。

要請を受けまして、第2号議案と同様に、評価調書を作成し、それに基づいて、当委員会及び知事部局が検討した結果、委員会指示の発動は妥当であり、「見直しの必要なし」とされました。

詳細につきましては、8ページ、9ページに記載されておりますので、後ほどお目通し願います。

10ページ、11ページをご覧ください。

こちらが、委員会指示の新旧対照表となっております。

左側が令和5年度、右側が令和4年度です。

アンダーラインは変更箇所、備考欄にその変更内容が書かれております。

昨年度からの変更箇所は、年次の変更のみで、それ以外は前年同様となっております。

12ページ、13ページが委員会指示全文、14ページが禁止区域の図面となっております。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第2号と第3号に関する説明がありました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようようですので、議案第2号と第3号について、原案どおり、漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動を決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第4号)

阿部会長

次に、議案第4号の「令和5年度秋さけ資源の適正利用を図るための実施方針に基づく対応について」を事務局より説明いたします。

北局長

それでは、資料4-1をご覧ください。

令和5年7月3日付けで道連合海区から通知のありました、今年の実施方針でございます。

この実施方針は、毎年、連合海区において定められ、親魚確保対策や密漁

対策に係る、各海区委員会の対応等が示されております。

2ページをご覧ください。

こちらが、実施方針の新旧対照表となっております。

左側が令和5年度、右側が令和4年度で、変更箇所アンダーラインが引いており、一番右側の欄に改正理由等が書かれております。

昨年度からの変更箇所は、年表示の変更のみで、それ以外は前年同様となっております。

3ページ以降が、実施方針の全文になります。

親魚確保対策や密漁対策の推進に係る、海区委員会の対応等が記載されております。

5ページが今年度の秋さけ漁獲見込量、6ページが河川への推定遡上数、7ページが令和5年の来遊予測となっております。

次に今年度の秋さけの来遊予測について、資料4-2に基づき、道総研さけます内水面水産試験場の藤原部長より、ご説明いただきます。

よろしく願いいたします。

藤原部長

内水試の藤原です。

私の方から今年度の来遊予測についてご説明したいと思っております。

まず予測の前に昨年度の状態について、概略をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

図1が元年以降の本道への来遊状況を示したグラフとなっております、右端が昨年分となります、27年以降7年ぶりに、全道で3000万尾を上回ったということなのですが、内容見ますと、緑が4年魚を表しております、こちら2300万尾ということで、平成27年以前の水準まで回復しているという形になります。

それと、昨年の特徴としましては、赤の3年魚が、780万尾、元年以降ではもっとも多い数字となっております。

一方で紫の5年魚が500万尾、平成以降でみると一番少ない数字ということで3年魚4年魚が中心で帰ってきている、中でも4年魚については、7割を占めている、このような特徴をもった来遊になっておりました。

次に図2、図3は、噴火湾と道南地区の来遊状況について示したグラフとなります、こちらについても、令和3年より来遊数自体は増加になっておりますが、噴火湾地区では微増にとどまっている状況、道南地区では、4年魚がかなり多く来遊したということ、3年魚も若干増ということで、全体では、道南地区で、35万弱、噴火湾地区で23万弱という形になっております。

次のページ見ていただきまして、昨年度の平均目廻りの特徴について、再度ご説明したいと思っております、図5をご覧ください、これは連合海区で毎旬公表されている平均目廻りについて、平成10年から昨年度まで、海区別、それから、全道が点線で表していますが、平均目廻りの年変動を表したグラフになっております。

これを見ると昨年度の平均目廻りが、かなり低くて、全道では2.83kg、3kgを割るという形になっております。

えりも以西地区においても同様にですね、3kgを割る形になっていて、昨年度はかなり小型化で推移した形になります。

小型化は4年魚が7割を占めているということなので、当然、平均目廻りも下がることは想定されます、ただ、同じ4年魚、5年魚で比べても、かなり小

さくサイズの的には低いということで、これが反映され、結果として、全体とし、このような形になっていると理解しています。

次に3ページ、今年の令和5年の来遊予測について説明したいと思いますが、まず図6で、この予測はシブリング方という方法を使っていますけど、模式的にですね、横軸が4年魚で、縦軸が5年魚になっています。

ある年に生まれた魚が4年魚で何尾帰ってきた、5年魚で何尾帰ってきた、この情報が毎年積まれて、データとして蓄積されるわけですけど、最近4年魚のわりに5年魚があまり帰ってこない状況が見られています。

このグラフの中では、赤の線ですね、よりしたの方、下の線を採用して予測する形で、各地区予測しております、この方法に基づいて、予測を行っていきまして、全道については、先ほど会長からお話にありまして、全道では3483万尾で、4%増となっております。

地区別に見ますと、噴火湾地区につきましては25万尾、昨年対比で110%、道南地区におきましては、35万尾、前年なみの来遊となる見込みとなっております。

昨年に比べると、全道的にそうなんですけど、昨年4年魚がかなり多かったということで、5年魚については、昨年より増える見込みとなっております、この噴火湾、道南地区についても同様の傾向になっていると思います。

6ページに推定遡上数について、表の1でご説明したいと思います。

左の欄が推定遡上数、真ん中が捕獲の計画、右の欄については、計画に対する過不足を示しております。

期別毎に記載しておりますが、えりも以西の噴火湾地区をみますと、合計で推定遡上数が6万4千、これに対して捕獲計画が、4万となっておりますので過不足については、2万4千増という形になっております。

一方で道南地区については推定遡上数が、10万3千これに対して計画が、5万8千ですので、過不足としては、4万5千黒字という形になっています。

ただ、期別にみますと、過不足のところ見ていただきますと噴火湾地区で後期で、3千6百、それから前期の道南地区で3千6百、不足を生じる予測となっております、ただ、噴火湾と道南地区を合わせますと、この不足分はですね、相殺される形で考えておりますので、現在のところですね、来遊の状況を見ながら判断していくことになるのかなと考えているところです。

ただ、最近海水温も高い話も聞いておりますので、この辺の所は状況を見ながら、考えていくことになるかなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

私からの説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局及び、さけます内水面水産試験場から説明ございました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言願ひます。

各委員

「ありません」

阿部会長

それでは、私の方から一つ、今、耳石の調査結果について、公表してほしいとの話をよく聞くんですが、渡島管内で放流している魚が、オホーツクや日本海、津軽海峡、この辺で捕獲された事は無いのでしょうか。

藤原部長 河川の方での結果を取りまとめたのは、今のところ無いと思いますけれども、沿岸の各地区で、どの由来の魚が漁獲されているかという事については、過去に大々的に調べた調査がありまして、8月22日に道増協の研修会があり、その辺が公表される見込みになっています、その中で、その当時の傾向とは、今は多少変わっているかもしれませんが、まずは一旦、そのようなもので、全体の動きが理解できるのではないかと考えています。

阿部会長 古いデータではなく、喫緊のデータを聞いた中で、例えば、増殖事業の考え方についても、強いところが一人勝ちするような事ではなく、道南で放流したものが、他の海域で捕獲されているのなら、その恩恵は、やはり先獲り地帯にあるわけなので、ちゃんとした話を地区増協から発信するためにも、データが欲しいと話していますが、なかなか調査結果が示されない。調査結果が解らなければ、調査の意味がない。

高野委員 この件については、5年も6年も前から言っていること。なぜ、調査結果を示さないのか、なぜ教えないのか、何の都合が悪くて公表しないのか。調査費がかかっているにも関わらず、なぜ報告できないのか。調査から10年たち、なぜ報告ができないのか、きちんとやらなければならない、何のための研究なのか、しっかりしてほしい。

阿部会長 道南の方は皆そういう意見を持っている。一方通行ではなく、広い視野で、全体を見た中で、しっかり対策をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

阿部会長 それでは、次に実方針に基づく本年度の対応案について、事務局より説明いたします。

北局長 それでは、資料4-3、1ページをご覧ください。1「秋さけ親魚確保対策の推進」についてですが、上段の枠内をご覧ください。実施方針第1の2の(2)に、「各海区漁業調整委員会は、総合振興局から地区連絡会議で決定した措置の円滑な実施のために要請があった場合には、揚網等による自主規制などの必要な措置を講じるものとする」とされております。この実施方針に基づく対応につきましては、資料下段の「対応フロー」により、例年同様の対応を行いたいと考えております。具体的には、渡島秋さけ資源対策連絡協議会で決定された内容について、渡島総合振興局から渡島海区委員会あてに措置の円滑な実施のための要請がなされた場合、この要請内容をもって関係者に通知するものであります。総合振興局から要請を受けた場合の指導措置につきましては、正副会長に御一任を頂けますようお願いいたします。なお、本年の措置については、7月25日開催の「渡島秋さけ資源対策連絡協議会」で協議されており、その結果を、資料の中段「対応案」の欄に記載しております。内容といたしましては、「自主規制については、予測された来遊数及び河川への推定遡上数を鑑み、計画通りの種卵が確保できる見通しにあると判断し、

対策を講じないこととなりました。

但し、今後の親魚遡上状況の推移により、不測の事態が生じた場合は、この限りではない。」とされたところでございます。

次に裏面の2ページをご覧ください。

2「操業終期に関する暫定措置について」ですが、実施方針では親魚確保計画を達成する見通しを得た場合に、操業終期、いわゆる漁期延長を知事に要請できることになっております。

この対応案としましては、例年と同様ですが、資料中段の当地区から知事に要請する場合、また、資料下段の関係海区委員会から協議があった場合、えりも以西海域の日高、胆振海区委員会等から協議があった場合が想定されますが、それぞれ、対応フロー図の流れのとおり、対応して行きたいと考えております。

なお、この協議があった場合の回答につきましても、正副会長にその対応を御一任を頂けますようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

阿部会長 ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、ご質問やご意見等はございませんか。

各委員 「ありません」

阿部会長 ご質問やご意見がないようですので、1の秋さけ親魚確保対策の推進についてですが、渡島総合振興局から要請を受けた場合の当海区の指導措置として、関係者に対し文書通知を行うこととし、今後に係る対応につきましては、正副会長にご一任を頂きたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長 次に、2の操業終期に関する暫定措置についてですが、知事に要請する場合、及び関係海区からの協議を受けた場合の対応については、正副会長にご一任を頂きたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、正副会長にご一任を賜ったものとして、決定させていただきます。

(議案第5号)

阿部会長 それでは、次に議案第5号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を振興局から説明をお願いします。

高尾係長 失礼ですが、座ってご説明させていただきます。
本日、諮問させていただく案件については、漁業法第58条において読み替

えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご意見を求めるものでございます。

今回、対象となる漁業は、本庁処分の「いか釣り漁業」の道外者、振興局処分の「はえ縄漁業」と「いか釣り、やりいか漁業」の3件となります。

なお、振興局処分の漁業許可については、関係漁協へ意見照会した結果を踏まえた内容となっております。

それでは、一括してご説明します。

まず資料5-1をご覧ください。

1ページ目が、本庁処分の知事許可漁業に係る諮問となります。

2ページ目をご覧ください。

こちらが告示案となります。

当該漁業については、従前の許可の有効期間満了に伴う新規の許可を行うにあたり、令和5年3月6日開催の委員会で諮問し、了承されておりますが、今般、青森県から新規着業に係る追加公示の依頼があったことから、改めて制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものです。

制限措置の内容については、記載のとおりで、(2)の操業区域は別紙に定める区分6とありますが、これは道南・太平洋海域となっております。また、(3)の漁業時期は別紙のとおりとなっております。3ページ目に添付しておりますので後ほどお目通し願います。

次に申請すべき期間についてですが、通常、一月を下回らない範囲において定めることとされていますが、本件は青森県からの要望に基づくものであり、申請者が特定されていることや当該漁業は6月1日から漁業時期が開始しており、一月以上の申請期間を設定することは漁業者の操業の時機を逸し経営に著しい支障を及ぼすものと認められるため、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第2項の規定に基づき、10日間に短縮し、令和5年8月28日から令和5年9月6日までを予定しているところです。

続きまして資料5-2をご覧ください

まず1ページ目が振興局処分の知事許可漁業に係る諮問となります。

次に2ページ目になります。こちらは「はえなわ漁業」の告示(案)となります。

内容は資料に記載されているとおりで、(4)の「許可又は企業の認可をすべき船舶等の数」と「許可又は企業の認可を申請すべき期間」以外につきましては、現行の許可からの変更はございませんので変更点のみご説明致します。それ以外の部分については後ほどお目通し願います。

まず、(4)「船舶等の数」については、松前沖海域は1隻と変更ありませんが津軽海峡東部海域については廃業などに伴い、前回公示の44隻から39隻となり、5隻減となります。

申請すべき期間については「令和5年8月8日から令和5年8月28日」までを予定しております。

これは漁業時期が9月1日からとなっており、1ヶ月の期間を定めた場合、操業始期における操業の機会を失するため、1ヶ月未満の期間で設定しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは「いかつり漁業(やりいか)」の告示(案)となります。

内容は資料に記載されているとおりで、こちらの許可につきましても「許

可又は企業の認可をすべき船舶等の数」と「許可又は企業の認可を申請すべき期間」以外につきましては、現行の許可からの変更はございませんので変更点をご説明致します、それ以外の部分については後ほどお目通し願います。

まず、「船舶等の数」については、渡海共第49号共同漁業権漁場区域については廃業などに伴い前回公示の20隻から17隻となり、3隻減となります。

渡海共第55号共同漁業権漁場区域については従前と変更ありません。

次に、申請すべき期間については「令和5年8月8日から令和5年9月7日」までを予定しております。

なお参考資料としまして ただいま説明しました知事許可漁業の「制限措置等の取扱い」を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま、振興局から議案第5号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第6号)

阿部会長

続きまして、議案第6号の「渡島海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程の制定について」を上程いたします。

なお、報告事項「(1) 渡島海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」は、本件と関連する事項となりますので、一括して報告することとします。

それでは、事務局より説明いたします。

北局長

議案第6号「渡島海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止について」を資料6-1により、「個人情報の保護に関する法律の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程」の制定についてを資料6-2により、関連して報告事項(1)の「渡島海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」を資料8により、それぞれ、ご説明いたします。

初めに、当委員会が定める関係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。

今回は、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になることから、この

条例を基に制定している当海区の規程も廃止することとし、今後は、国の個人情報保護に関する法律に基づき新たに制定するものであります。

資料6-2が廃止に係る告示文書になります。

本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

資料6-2が新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程になりますが、これも当委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

報告事項の(1)渡島海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正については、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定された規程に併せて、要綱の記載の内容が改正されるものであります。

資料8により、アンダーラインで改正された箇所がひと目で判る様、新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第6号と報告事項(1)に関する説明がありました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、原案どおり決定したいと思います、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第7号)

阿部会長

続きまして、議案第7号の「北海道情報公開条例の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を上程いたします。

なお、報告事項(2)「渡島海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」は、本件と関連する事項となりますので、一括して報告することとします。

それでは、事務局より説明いたします。

北局長

議案第7号「北海道情報公開条例の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程」の一部改正についてを資料7により、関連して報告事項(2)の「渡島海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」を資料9により、それぞれ、ご説明いたします。

この度、北海道情報公開条例とともに道の関係規則が改正されたことから、当委員会の規程も改正し、併せて、この規程に基づき定めている事務取扱要綱も改正するというものであります。

具体的には、資料7の新旧対照表の中段にありますとおり、北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告という事項が新設された事などが追加されており、報告事項の資料9の事務取扱要綱は、取扱に配慮すべき個人情報の明確化を図るため、関係条項の追加や修正による一部改正を行うものであり

ます。

また、資料については修正箇所アンダーラインを引き、新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願いたいと思います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第7号と報告事項(2)に関する説明がありました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、原案どおり決定したいと思います、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長

続きまして、その他といたしまして、「定置漁業権の切替スケジュールについて、事務局より説明します。

北局長

れでは、右肩に参考資料と書かれております、1枚ものの資料をご覧ください。

現在、定置漁業権の切替事務の進捗につきましては、6月5日に開催いたしました、第19回の当委員会において、振興局最終案を決定し、その後、道において、漁業法に基づき、利害関係人の意見を道のホームページ等により聴取してるところでございます。

この意見聴取が8月10日までとなっており、その後、道から、当委員会あてに、漁場計画案の諮問がくることとなります。

今のところ、道からは、8月25日までに諮問すると聞いておりますことから、これに係る、公聴会と、その結果を踏まえた委員会の開催について、資料の黄色の箇所、9月4日から22日までの間で、行いたいと考えております。

なお、公聴会につきましては、共同・区画と同様、4箇所での開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から「定置漁業権の切替スケジュールについて」説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」

阿部会長

それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、公聴会につきましては、共同・区画漁業権と同様に、「公聴会に関する

る規程」により、委員会の決議を頂くこととなっております。

この場で、公聴会の開催についての御決議を頂き、日程、場所、出席委員につきまして、会長の私にご一任をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 「異議なし」

阿部会長 ありがとうございます。
それでは、そのように取り進めさせていただきます。

阿部会長 さて、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。そのほかに何かございませか。

各 委 員 「ありません」

阿部会長 何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。
本日はありがとうございました。